第106回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

１．事業報告の
「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」

２．連結計算書類の
「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

３．計算書類の
「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

宝ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）

（１）当企業集団の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当企業集団」という）では、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとする。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、当企業集団全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、運営する。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「宝グループコンプライアンス行動指針」を制定し、当企業集団の役員・社員のひとりひとりは、この指針に基づき、日常の業務活動を行うこととする。

ⅰ）国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。

ⅱ）自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切にした生命科学の発展に貢献する。

ⅲ）この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。

ⅳ）就業規則を遵守し、就業規則に違反するような不正または不誠実な行為は行わない。

ⅴ）常に公私のけじめをつけ、会社の資産・情報や業務上の権限・立場を利用しての個人的な利益は追求しない。

（２）当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　「宝グループコンプライアンス行動指針」により、当企業集団の役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じて当企業集団の役員・社員を教育する。

②　反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととする。

③　役員・社員が当企業集団の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。

④　「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。

⑤　当企業集団では、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

（３）当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制ならびに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①　「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備・運用する。

②　個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備・運用する。

③　当社と子会社との関係に関する「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けることとする。

（４）当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　「コンプライアンス委員会」が当企業集団の「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他当企業集団を取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。

②　緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「宝グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

（５）当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当企業集団における業務執行上の意思決定および情報提供が適正かつ迅速に行われることを目的として、次の会議体を設置し、運営する。

ⅰ）当企業集団全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として２ヶ月に１回開催する。

ⅱ）宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議および業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「バイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月１回開催する。

ⅲ）その他の子会社の取締役会決議事項の事前協議および業績・活動状況の報告を行う「戦略会議」や「協議連絡会議」を各社ごとにそれぞれ原則として３ヶ月に１回開催する。

②　社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・

執行が行える体制を整備・運用する。

③　取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。

④　内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性が確保される体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

（７）監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

①　監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて当企業集団内の取締役および使用人に説明を求める。

②　取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。

③　監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を行うことを禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。

（８）監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払その他の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

②　監査役は、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門と緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は、取締役会が決議した前記の基本方針に基づいて整備・運用しております。取締役は、取締役会その他の会議体等でその整備･運用状況についての報告を受け､必要に応じて自らの担当部門に指示を行う等、その監督責任を適切に果たしております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

（１）業務の適正を確保するための体制全般

① 取締役会が決議した当企業集団の業務の適正を確保するための体制に基づき、コンプライアンス委員会が承認した年度計画に沿って、コンプライアンスおよびリスクマネジメントの推進ならびに事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図っております。

② 「内部監査規程」に基づき内部監査担当部門が実施した内部監査の結果をふまえて、必要な対策を講じることにより、業務の適正性および効率性の確保に努めております。また、内部監査担当部門は、独立性を保持しつつ、取締役会による適切な監督を受けるとともに、取締役会および監査役会との連携強化、内部監査の品質向上等を図っております。

③ 財務報告の信頼性を確保するために整備した体制のもと、業務運用状況についての確認・見直し・改善を行い、内部統制委員会がその有効性を評価しております。

（２）コンプライアンス体制

① 「宝グループコンプライアンス行動指針」で明示した「法・社会倫理」に関わる行動指針が当企業集団全体に広く実践されるよう浸透を図っております。特に反社会的勢力に対しては毅然と対応し、一切の関係を持たないこととしております。

② コンプライアンス活動の推進を補佐するために職場ごとに選任しているコンプライアンスリーダーを対象とする研修を実施し、その役割を果たす上で必要となる知識および意識の周知・徹底を図っております。

③ コンプライアンス研修ツールを導入し、各職場における能動的なコンプライアンス教育の促進を図っております。

④ 社内および社外第三者機関に設置した内部通報窓口である「ヘルプライン」への通報に対しては、社内関係部門の連携により適切に対応しております。

（３）リスク管理体制

① 当企業集団をめぐる様々なリスクを抽出して評価を行い、その対応策や役割分担を明確にするために作成している「リスク対応マップ」に基づき、各リスクに対する定期的な再評価や必要に応じた追加対応策を実施することに加え、新規リスクの抽出を継続的に実施すること等を通じて、リスクの顕在化防止・低減に取り組んでおります。

② 地方自治体や他社の事業継続計画・災害時対応等を調査・研究し、当社において策定している事業継続計画（ＢＣＰ）の妥当性や実効性を検証し、その充実を図っております。

（４）グループ会社の経営管理

① 「グループ会社管理規程」に基づき、各社の事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件について当社の各会議体における事前協議・報告を行うこととしている他、その重要度によっては、当社の取締役会における審議を行う体制を整備しております。

② 国内グループ会社に関しては、その代表取締役を招集した会議において、事業計画の重要性や、コンプライアンス・リスクマネジメントにおいて必要となる知識および意識の向上のための研修を実施しております。

③ 海外グループ会社に関しては、新たに当企業集団の一員となった会社に対し、当企業集団の企業理念や「宝グループコンプライアンス行動指針」の浸透と、事業基盤の整備に向けた各社の取組みへの指導・支援・助言を行う体制を整備しております。

（５）監査役の監査の実効性の確保に関する体制

① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役等からの報告を受ける他、業務執行上の重要書類の閲覧や業務執行取締役のヒアリング等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。

② 監査役は、内部監査担当部門、会計監査人および子会社の監査役から定期的に報告を受け、意見交換を行う等緊密な連携を図ることにより、監査の有効性および効率性を確保しております。

会社の支配に関する基本方針

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」を策定しました。「宝グループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えて

おります。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年６月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社および当社グループの企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）を導入いたしました。その後、平成22年６月29日開催の当社第99回定時株主総会および平成25年６月27日開催の当社第102回定時株主総会において、買収防衛策の一部変更および継続についてそれぞれ株主の皆様のご承認をいただきましたが、買収防衛策の有効期間は、平成28年６月29日開催の当社第105回定時株主総会の終結の時までとなっていたため、平成28年５月９日開催の当社取締役会において、買収防衛策の一部変更および継続を決議いたしました。

そして、平成28年６月29日開催の当社第105回定時株主総会において、大規模買付者が買収防衛策に定める大規模買付ルールを遵守しなかった場合の対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する旨の議案が承認され、一部変更後の買収防衛策の効力が発生いたしました。

以下は、平成28年５月９日付で公表した「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」における、基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにかかる全文に基づくものであり、一部、当該変更後の買収防衛策の効力発生日である平成28年６月29日現在の内容等に改めて記載しております。

（注）当社グループでは、平成29年４月に「宝グループ中期経営計画2019」をスタートしております。その概要につきましては、事業報告１．（６）「対処すべき課題」をご参照ください。

1．基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各セグメントの主な方針は以下のとおりです。

●宝酒造グループ（酒類・調味料事業）：

当社グループの中核である宝酒造グループは、焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料や調味料、原料用アルコールなど、技術で差異化されたオリジナリティのある製品を製造し、日本国内のみならずグローバルに販売することで、安定したキャッシュフローを創出するとともに、海外では日本食レストラン向けに和食の食材・調味料などを販売する海外日本食材卸事業の拡大を通じ、日本の食文化を世界に広めることで、持続的な成長を実現する。

●タカラバイオグループ（バイオ事業）：

当社グループの成長を担うタカラバイオグループは、収益基盤であるバイオ産業支援事業において、バイオ研究者向けの試薬・機器の製造・販売や、遺伝子・細胞プロセッシングセンターを中核拠点としたバイオ医薬品や再生医療等製品などの製造開発支援サービス（CDMO）事業を拡大させることで、安定的な利益を創出する。また、健康食品素材の開発やキノコの栽培・販売などの医食品バイオ事業を第二の収益事業として育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●宝ヘルスケア（健康食品事業）：

宝ヘルスケアは、ガゴメ昆布「フコイダン」やボタンボウフウ「イソサミジン」など、タカラバイオの研究に裏付けられた独自素材やその技術を活かした安心・安全な健康食品を開発し、通信販売やB to B市場での販売を拡大することで、当社グループの成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制のもと、「宝ホールディングス　コーポレートガバナンスポリシー」を定め、株主や投資家の皆様との積極的な対話や、取締役会を中心とした最適なガバナンス体制の構築などに取り組んでおります。

具体的には、平成28年６月29日現在、当社は、９名の取締役（うち２名は会社法第２条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。５名の監査役のうち３名は会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は１年としております。なお、平成28年６月29日現在、社外取締役２名及び社外監査役１名の計３名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

２．本プラン導入・継続の目的

当社は、前記Ⅰのとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記３．（５）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記３．（１）において定義します。以下同じとします。）が大規模買付ルール（後記３．（１）において定義します。以下同じとします。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年５月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年６月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成28年６月29日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続することとしました（本プランの概要図は、別紙１をご参照願います。）。

なお、本プランの継続にあたっては、本プランの導入以後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、大規模買付ルールに則った一連の手続に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することの他、所要の変更を行っております。

３．本プランの内容

（１）本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた後記（３）に定める大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注１）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年４月13日法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注２）「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注１）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注１）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注３）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

（２）独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、別紙２に定める独立委員会規則に基づき、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中か

ら選任します（当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、別紙３をご参照ください。）。なお、本プランの継続に際して選任された独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙４のとおりであり、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした社外取締役及び社外監査役によって構成されております。

独立委員会は、以下の役割を担うこととします。

① 大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報（後記（３）イにおいて定義されます。以下同じとします。）として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

② 変更買付提案（後記（３）エにおいて定義されます。以下同じとします。）がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間（後記（３）ウにおいて定義されます。以下同じとします。）として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

③ 大規模買付者の買付提案（後記（３）イにおいて定義されます。以下同じとします。なお、変更買付提案を含みます。）及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の判断に関する決議、株主意思確認株主総会（後記（３）アにおいて定義します。）の招集手続及びその開催に係る事務その他の対応をとることとします。

（３）大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下同じとします。）から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

(b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、

公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ　大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から５営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(i)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、速やかに独立委員会に提供し、また、後記（４）ア（イ）のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字程度とします。

(a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
(b) 買付提案の目的
(c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
(d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
(e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
(f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
(g) 買付資金の調達方法
(h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等

(i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客等の当社の利害関係者との関係

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、前記（２）①に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分であると判断し、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記（４）イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ　大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。なお、検討期間の延長は行わないものとしますが、後記エのとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から30営業日を越えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀

行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って新たな検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

エ　買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、変更買付提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、前記（2）②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、変更買付提案に係る検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断をするにあたっては、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問し、独立委員会は、変更買付提案及び大規模買付者から提出を受けた変更買付提案に係る必要情報を検討し、変更買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、変更買付提案に係る検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

もっとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。当社取締役会が変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更があるか否かを判断するにあたっては、外部専門家の意見、助言等も参考にすることとし、また、前記（2）②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

（4）大規模買付者への対応

ア　大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の（ア）及び（イ）の判断を行うこととします。

（ア）当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記（３）ウのとおり、決議の結果を公表するにとどめ、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくことになります。

（イ）当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記Ⅰ記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記（３）ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、

印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の８週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の３営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ　大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置を発動することに関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、買付提案に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その判断を行うこととします。

（５）対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様に割り当てられる新株予約権の概要は、後記（６）「新株予約権の概要」のとおりとします。

（６）新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙５に規定するとおりです。なお、別紙５に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

４．株主及び投資家の皆様に与える影響等

（１）本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

（２）株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様に与える影響

前記３．（４）ア（イ）のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

（3）対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることになります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することになります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないことになります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意下さい。

（4）対抗措置の発動時において株主の皆様に必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

（5）当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様に、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5．本プランの合理性

（1）買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年６月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致

しております。

（２）株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっています。

（３）株主の皆様の意思を反映するものであること

本プランは、平成19年６月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様の意思が反映されています。また、平成22年６月29日開催の当社第99回定時株主総会、平成25年６月27日開催の当社第102回定時株主総会及び平成28年６月29日開催の当社第105回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案のご承認をいただき継続しており、その継続にも株主の皆様の意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

（４）デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記６．（２）のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は１年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

（５）独立委員会の意見を尊重すること

本プランにおいては、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置の発動等に関する判断をするに際しては、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の判断を最大限尊重することとされており、当社の株主共同の利益に資するよう、本プランの運用の客観性及び合理性を担保するための手続をも確保されていると考えております。

６．その他

（１）本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成31年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様に、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

（２）本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以　上

別紙１　本プランの概要図

＜大規模買付ルール＞
① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
(b) 株主意思確認株主総会が開催される場合には、株主意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない

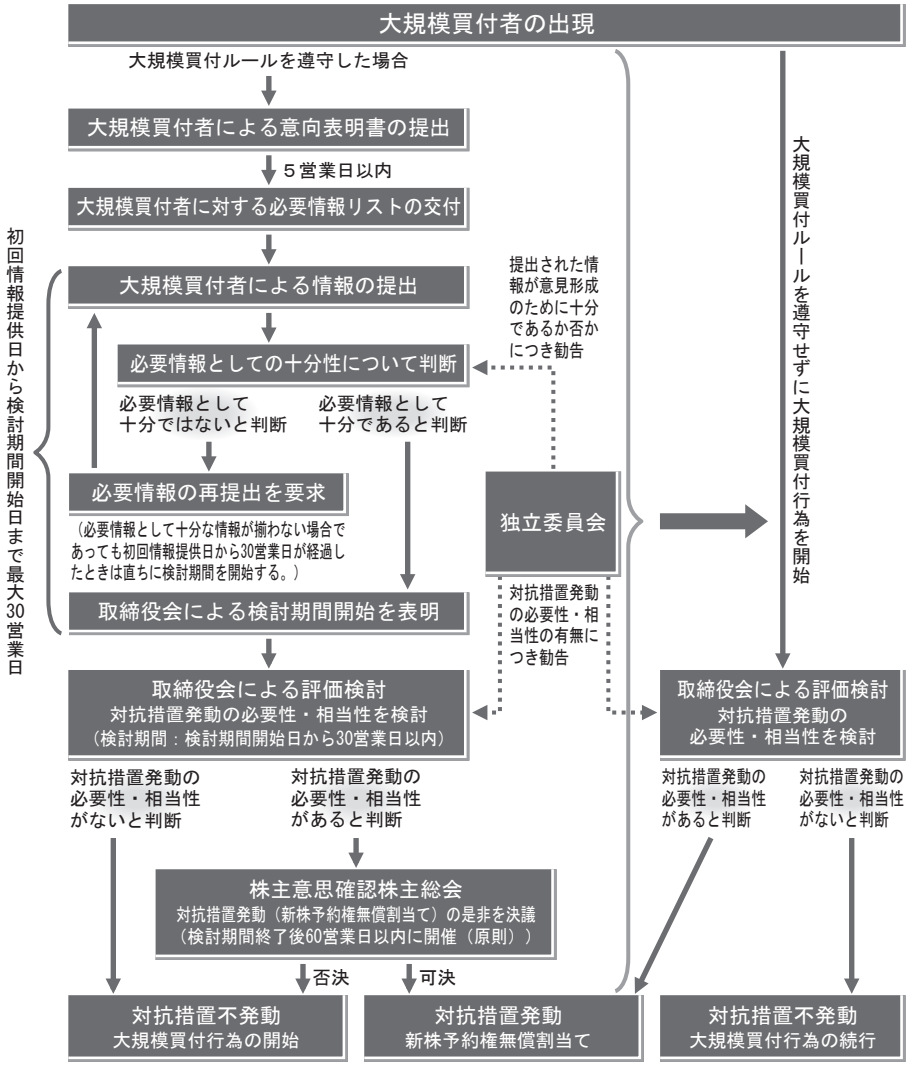

別紙２　独立委員会規則

独立委員会規則

第１条（目的）
本規則は、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入された「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針」（以下「本プラン」という。）に伴い設置する、独立委員会に関する事項を定める。

第２条（定義）
本規則において特に定める用語のほか、本規則で使用する用語の定義は、本プランにおいて定義されるところに従う。

第３条（独立委員会の活動内容）
独立委員会は、当社取締役会が本プランに関する決定を行う場合において、以下の各号に掲げる検討及び勧告を行う。
①　大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。
②　変更買付提案がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。
③　大規模買付者の買付提案（変更買付提案を含む。以下本号において同じ。）及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告をすること。
④　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案（変更買付提案を含む。）に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告をすること。
⑤　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。

第４条（独立委員会の構成及び委員の選解任）
１．独立委員会は、当社取締役会決議により設置する。
２．独立委員会は、３名以上の委員（以下「委員」という。）により構成される。
３．委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、当社経営陣から独立している、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中から、当社取締役会決議により、選任される。
４．委員の解任は、当社取締役会決議による。

第５条（委員の任期）
１．委員の任期は、その選任の時から、その後３年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終了後の最初の取締役会の終了の時までとする。ただし、再任することを妨げない。
２．前項の定めにかかわらず、委員の任期が選任時に予定されていた任期途中に終了した場合において、当該委員の任期終了に伴い新たに又は補欠により選任された委員及び委員の増員として選任された委員の任期は、前任委員又は他の委員の任期の満了する時までとする。
３．委員が、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しなくなった場合には、当該委員の任期は、同時に終了するものとする。

第６条（招集）
独立委員会は、各委員が、他の各委員に対して書面又は口頭その他適当な方法で通知することによって招集する。

第７条（議長）
独立委員会の議長は、委員の互選により選定する。

第８条（決議）
１．独立委員会の勧告は、委員全員が出席する独立委員会において、その過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。ただし、委員の一部が傷病その他やむを得ない事由により独立委員会に出席できない場合には、委員の過半数が出席する独立委員会において、出席した委員の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。
２．独立委員会の勧告に係る決議には、その理由及び根拠を付さなければならない。なお、委員は、前項の決議を行うにあたっては、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることに資するか否かの観点から、本プランの定めに従って、これを行わなければならない。

第９条（第三者による助言）
独立委員会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の助言を得ることができるものとし、当社取締役会に対して、それにかかる諸費用の支払を請求することができるものとする。

第10条（細目的事項）
本規則に定めるもののほか、独立委員会の運営及び手続等に係る事項は、各委員の同意を得て、当社取締役会決議により定めるところによる。

第11条（本規則の改正）
本規則の改正については、各委員の同意を得て、当社取締役会の決議により行う。

別紙３　社外役員の独立性判断基準

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

１．現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
　当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。

２．現在および過去５年間において、次のすべての要件を満たすこと。
（１）当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（２）当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
（３）当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の２%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（４）当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の２%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（５）当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の２%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
（６）当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
（７）当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
（８）当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
（９）社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
（10）近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（１）から（９）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあっては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。

３．その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以　上

別紙４　独立委員会委員の氏名及び略歴

北井　久美子（きたい　くみこ）
昭和27年10月29日生
昭和51年４月　労働省入省
平成４年６月　同省職業安定局地域雇用対策課長
平成６年６月　同省婦人局婦人福祉課長
平成８年４月　同省婦人局婦人政策課長
平成９年10月　同省女性局女性政策課長
平成11年７月　静岡県副知事
平成13年８月　中央労働委員会事務局次長
平成15年８月　厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
平成17年８月　同省雇用均等・児童家庭局長
平成18年９月　中央労働委員会事務局長
平成19年８月　厚生労働省退官
平成19年８月　中央労働災害防止協会専務理事
平成23年５月　同協会理事退任
平成23年６月　当社社外監査役（現職）、宝酒造株式会社社外監査役
平成26年６月　株式会社協和エクシオ社外取締役（現職）
平成26年６月　三井住友建設株式会社社外取締役（現職）
平成26年７月　勝どき法律事務所弁護士（現職）
平成28年６月　宝酒造株式会社監査役（現職）
　　現在に至る

籔　ゆき子（やぶ　ゆきこ）
昭和33年６月23日生
昭和56年４月　松下電器産業株式会社（現：パナソニック株式会社）入社
平成18年４月　同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所所長
平成23年１月　同社コーポレートブランドストラテジー本部
　　グローバルコンシューマーリサーチセンター所長
平成24年４月　同社グローバルコンシューマーマーケティング部門
　　コンシューマーリサーチセンター所長
平成25年４月　同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンター
　　コンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー
平成26年３月　同社退社
平成26年６月　株式会社ダスキン社外取締役（現職）
平成27年６月　当社社外取締役（現職）、宝酒造株式会社社外取締役
平成28年６月　大和ハウス工業株式会社社外取締役（現職）
平成28年６月　宝酒造株式会社取締役（非業務執行取締役）（現職）
　　現在に至る

吉田　寿彦（よしだ　としひこ）
昭和30年３月18日生
昭和48年４月　国税庁仙台国税局入局
平成15年７月　財務省主税局主税調査官
平成16年７月　国税庁東京国税局銚子税務署長
平成18年７月　同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官
平成19年７月　同庁課税部酒税課酒税企画官
平成21年７月　同庁東京国税局総務部企画課長
平成22年７月　同庁東京国税局課税第二部酒税課長
平成24年７月　同庁課税部消費税室長
平成26年７月　同庁高松国税局長
平成27年７月　同庁退官
平成27年８月　吉田寿彦税理士事務所税理士（現職）
平成28年６月　当社社外取締役（現職）、宝酒造株式会社取締役（非業務執行取締役）（現職）
　　現在に至る

以　上

別紙５　新株予約権の概要

１．本新株予約権の割当ての対象となる株主等
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式１株につき１個の割合で本新株予約権を割り当てます。
２．本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
３．本新株予約権の割当てが効力を生じる日
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である当社普通株式の数は１株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式１株当たりの払込金額を１円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
６．本新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
７．本新株予約権の譲渡による取得
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
８．本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
９．本新株予約権の取得の条件
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。
また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。
10．本新株予約権に係る新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11．その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以　上

（ご参考）本プランの概要とポイント

	当社の買収防衛策
本プラン適用の要件（大規模買付行為）	特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為
独立委員会の設置・構成	当社の社外役員の独立性判断基準を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者３名以上により構成される独立委員会の設置 ※選任された当初委員は３名であり、全員、当社の社外取締役又は社外監査役
独立委員会の主な役割	①　必要情報の十分性の検討及び取締役会への勧告 ②　変更買付提案がなされた場合における必要情報としての十分性及び新たな検討期間を設けることの検討並びに取締役会への勧告 ③　対抗措置発動の必要性・相当性に係る取締役会への勧告 ④　大規模買付ルール不遵守の場合における対抗措置発動の可否に係る取締役会への勧告 ⑤　取締役会が独立委員会に諮問した事項についての検討及び取締役会への勧告
大規模買付者への要請事項（大規模買付ルール①②）	①　大規模買付行為に関する必要情報の提供等 （１）大規模買付者による買付提案の概要及び意向表明書の提出 （２）大規模買付者に対して意向表明書受領日の翌日から５営業日以内に交付する必要情報リストに基づく大規模買付者による必要情報の提出 ※なお、必要情報に規定される項目の概要は、買付提案の目的、買付提案の買付条件及び買付方法、買付け後の当社グループの経営方針及び事業計画等 ②　下記の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないこと 検討期間（検討期間開始日から最大30営業日）が終了するまで （株主意思確認株主総会が開催される場合はその終了まで）
検討期間開始日	最初に情報が提供された日から最大30営業日以内 （十分な必要情報が提出された場合には直ちに検討期間を開始）
検討期間	検討期間開始日から最大30営業日以内の期間
株主意思確認株主総会の開催	取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性ありと判断した場合に開催 （取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して必要性・相当性を判断） →検討期間終了後60営業日以内に開催（原則）
対抗措置発動判断機関 大規模買付ルール遵守	株主意思確認株主総会
対抗措置発動判断機関 大規模買付ルール不遵守	取締役会 （取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重）
対抗措置の内容	新株予約権の無償割当て
取締役の任期	１年間
取締役の総数と構成	９名（うち社外取締役２名）
監査役の総数と構成	常勤監査役２名、監査役３名（うち社外監査役３名）
本プランの有効期間	３年間

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,226	1,879	113,663	△9,938	118,830
当期変動額					
剰余金の配当			△2,414		△2,414
親会社株主に帰属する当期純利益			8,480		8,480
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△229			△229
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△229	6,066	△0	5,836
当期末残高	13,226	1,650	119,729	△9,939	124,667

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,822	△445	5,548	△370	11,555	25,762	156,148
当期変動額							
剰余金の配当							△2,414
親会社株主に帰属する当期純利益							8,480
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による持分の増減							△229
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,760	445	△4,122	△264	△1,179	5,115	3,935
当期変動額合計	2,760	445	△4,122	△264	△1,179	5,115	9,771
当期末残高	9,583	0	1,426	△634	10,375	30,877	165,920

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

連 結 注 記 表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　61社

・主要な連結子会社の名称　宝酒造株式会社、株式会社ラック・コーポレーション、タカラ物流システム株式会社、タカラ長運株式会社、Takara Sake USA Inc.、Age International, Inc.、Mutual Trading Co., Inc.、FOODEX S.A.S.、The Tomatin Distillery Co.Ltd、Tazaki Foods Ltd.、Cominport Distribución S.L.、Nippon Food Supplies Company Pty Ltd、タカラバイオ株式会社、Takara Bio USA, Inc.、宝生物工程(大連)有限公司、宝日医生物技術(北京)有限公司、Takara Bio Europe S.A.S.、宝ヘルスケア株式会社、大平印刷株式会社

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　Yutaka Foods Ltd.（英国）

・連結の範囲から除いた理由　同社は休眠会社であり、重要性が無いため、連結の範囲から除いております。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法を適用した関連会社の数　１社

・会社等の名称　日本合成アルコール株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　（非連結子会社）Yutaka Foods Ltd.

・持分法を適用しない理由　上記の非連結子会社は休眠会社であり、重要性が無いため、また、関連会社２社に対する投資については、同社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微であるため、それぞれ持分法を適用せず原価法で評価しております。

（３）連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、従来、持分法適用関連会社であったMutual Trading Co.,Inc.の実施する第三者割当増資を引受けたことにより、議決権の所有割合が51.0％となったため、同社及び同社の子会社14社を連結の範囲に含めております。また、Nippon Food Supplies Company Pty Ltdの実施する第三者割当増資を引受けたことにより、議決権の所有割合が51.0％となったため、同社を連結の範囲に含めております。

（４）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が３か月以内であるため、それぞれの決算日に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（５）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法(定額法)

・その他有価証券

市場価格のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの　　移動平均法による原価法

（ロ）たな卸資産　　主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）　　主として定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～50年
機械装置及び運搬具　４～15年

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（ハ）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（ロ）賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（ハ）販売促進引当金　製品の販売奨励のため支出する費用に充てるため、連結子会社である宝酒造株式会社で把握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価を乗じて算出した額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（イ）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

（ロ）重要なヘッジ会計の方法　原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

（ハ）退職給付に係る会計処理の方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。

	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。
（ニ）のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、20年以内の一定の年数により均等償却を行っております。
（ホ）消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形及び売掛金	2,468百万円
商品及び製品	4,260百万円
有形固定資産	2,667百万円
計	9,395百万円

上記の資産は、短期借入金3,550百万円及び長期借入金（１年内返済分含む）1,412百万円の担保に供しております。

（２）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	114,387百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項

普通株式　217,699,743株

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成28年６月29日開催の第105回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　2,414百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　12円00銭
（うち普通配当11円00銭、記念配当1円00銭）
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年６月29日開催予定の第106回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　2,615百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　13円00銭
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月30日

５．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、安全性の高い金融資産に限定して余資を運用することとしており、調達は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債（短期社債含む）の発行によっております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、各社の与信管理規程などに従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や、貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券は国内譲渡性預金や満期保有目的の債券が主なものでありますが、短期かつ格付の高いものに限定しております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、そのうち長期借入金の返済日は決算日後、最長で10年後であり、社債の償還日は決算日後、最長で５年後であります。

デリバティブ取引は内部の規程に則って行われ、主として外貨建取引の為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を実施しております。またデリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債及び取引の有するリスクを軽減する目的でのみ行われ、その契約額等にも制限を設けております。なお、デリバティブ取引の相手先は格付の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると考えております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 現金及び預金	58,073	58,073	－
(2) 受取手形及び売掛金（*2）	51,185	51,185	－
(3) 電子記録債権（*3）	6,532	6,532	－
(4) 有価証券	13,237	13,237	－
(5) 投資有価証券	22,592	22,592	－
(6) 支払手形及び買掛金	(16,804)	(16,804)	－
(7) 短期借入金	(9,206)	(9,241)	(34)
(8) １年内償還予定の社債	(10,000)	(10,048)	(48)
(9) 未払酒税	(7,593)	(7,593)	－
(10) 未払法人税等	(2,468)	(2,468)	－
(11) 社債	(10,000)	(10,471)	(471)
(12) 長期借入金	(10,996)	(11,212)	(215)
(13) デリバティブ取引（*4）	(24)	(24)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金207百万円を控除しております。

(*3) 電子記録債権に対応する貸倒引当金26百万円を控除しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

債券、信託受益権及び譲渡性預金であります。債券は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。信託受益権及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券
主に株式であり、株式は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(9) 未払酒税、(10) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金
短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 1年内償還予定の社債、(11) 社債
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間に応じた新規借入を行った場合に適用される、合理的に見積もった利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) デリバティブ取引
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）非上場株式及び償還期限の定めがない債券（連結貸借対照表計上額2,990百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期預り金として計上している取引保証金は、営業取引の継続中は原則として返済を予定していないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「（２）金融商品の時価等に関する事項」へは記載しておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	671円11銭
１株当たり当期純利益	42円15銭

７．重要な後発事象に関する注記

（無担保社債の発行）

当社は平成29年３月21日に開催した取締役会の決議に基づき、次のとおり無担保社債を発行いたしました。

その手取金は、社債償還資金及び子会社への運転資金の貸付けに充当する予定であります。

	第14回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第15回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第16回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
１．発行総額	5,000百万円	5,000百万円	5,000百万円
２．発行価格	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
３．払込期日	平成29年４月25日	平成29年４月25日	平成29年４月25日
４．償還期限	平成34年４月25日	平成36年４月25日	平成39年４月23日
５．利率	年0.100％	年0.220％	年0.315％

（取得による企業結合）

（WaferGen Bio-systems, Inc.の買収）

当社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、同社の100％子会社であるTakara Bio USA Holdings Inc.（以下、「TBUSH社」という。）がWaferGen Bio-systems, Inc.（以下、「WaferGen社」という。）の株式を取得し子会社化することについて買収合意書を締結することを決議し、TBUSH社は、日本時間の同日にWaferGen社と同契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき、平成29年２月28日（米国現地時間）に買収手続きを完了いたしました。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称、株式取得の相手会社の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	WaferGen Bio-systems, Inc.
株式取得の相手会社の名称	Affiliates of Sabby Management, LLC及びその他の株主
事業の内容	研究用試薬・装置の製造・販売
平成28年12月期の財政状態及び経営成績	資本金　：123,716千米ドル 純資産　：49千米ドル 総資産　：10,980千米ドル 売上高　：10,733千米ドル 営業利益　：△16,304千米ドル

② 企業結合を行った主な理由

タカラバイオグループでは、バイオ研究者向けに研究用試薬、理化学機器及び受託サービスを提供しております。特にClontechブランド製品では、近年利用が盛んな次世代シーケンサー向けの試薬キットの開発に注力しており、独自技術であるSMART技術を用いて超微量RNAサンプルから効率よく遺伝子を特異的に増幅する試薬キットを開発しております。また、最近はクリニカル領域での使用を視野に入れた自動解析装置用に最適化された反応系開発にも取り組んでおります。

一方、WaferGen社は、シングルセル（１細胞）解析用装置並びに試薬キットや、独自の微量多検体ｑPCR装置をバイオテクノロジー企業、製薬企業、臨床検査ラボに対して提供しております。

WaferGen社の有するシングルセル解析をはじめとした関連技術と当社グループの持つ分子生物学関連技術が組み合わされることにより、装置販売による売上増のみならず、シングルセル解析用試薬キット製品の売上増に繋げるなど、高い相乗効果を期待しております。

③ 企業結合日

平成29年２月28日（米国現地時間）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

WaferGen Bio-systems, Inc.

なお、平成29年５月31日（米国現地時間）をもってTBUSH社の100％子会社であるTakara Bio USA, Inc.に吸収合併する予定であります。

⑥ 取得した議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得

（２）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	35,908千米ドル
取得原価		35,908千米ドル

（３）取得する株式の数及び取得後の持分比率

① 異動前の所有株式数

なし

② 取得株式数

普通株式：3,798,112株（議決権の数：3,798,112個）

③ 異動後の所有株式数

普通株式:3,798,112株(議決権の数:3,798,112個、議決権所有割合100％)

（４）支払資金の調達方法及び支払方法
　取得資金につきましては、全額タカラバイオグループ内の自己資金より充当いたします。

（５）主要な取得関連費用の内容及び金額
　アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　3,682千米ドル

（６）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
　現時点では確定しておりません。

（７）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
　現時点では確定しておりません。

（Rubicon Genomics, Inc.の買収）
　当社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、平成28年12月15日開催の取締役会において、TBUSH社がRubicon Genomics, Inc.（以下、「Rubicon社」という。）の株式を取得し子会社化することを決議し、TBUSH社は、平成29年１月17日（米国現地時間）に当該株式を取得いたしました。

（１）企業結合の概要
① 被取得企業の名称、株式取得の相手会社の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	Rubicon Genomics, Inc.	
株式取得の相手会社の名称	被取得企業の経営者及びその他の株主	
事業の内容	研究用試薬の製造・販売	
平成28年12月期の財政状態及び経営成績	資本金	： 13,249千米ドル
	純資産	： 1,397千米ドル
	総資産	： 4,940千米ドル
	売上高	： 12,554千米ドル
	営業利益	： 2,127千米ドル

② 企業結合を行った主な理由
　タカラバイオグループでは、基礎研究から産業応用まで幅広い分野で利用されている次世代シーケンス解析用試薬キット開発に注力しております。Rubicon社がタカラバイオグループに加わることで、同社の持つ超微量DNA配列解析用サンプル調製技術とタカラバイオグループの持つ超微量RNA配列解析用サンプル調製技術が補完的に組み合わさることにより、超微量核酸解析領域でより幅広い製品・サービスを提供することが可能となります。さらに、WaferGen社の次世代シーケンス解析用前処理システム（装置）が加わることにより、基礎研究から産業応用まで幅広い領域に製品・サービスを提供することが可能となります。

③ 企業結合日
平成29年１月17日（米国現地時間）

④ 企業結合の法的形式
株式取得

⑤ 結合後企業の名称
Rubicon Genomics, Inc.
なお、平成29年３月31日（米国現地時間）をもってTBUSH社の100％子会社であるTakara Bio USA, Inc.に吸収合併しております。

⑥ 取得した議決権比率
100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とする株式取得

（２）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	75,000千米ドル
取得原価		75,000千米ドル

（３）取得する株式の数及び取得後の持分比率
① 異動前の所有株式数
なし
② 取得株式数
普通株式：23,006,790株（議決権の数：23,006,790個）
③ 異動後の所有株式数
普通株式：23,006,790株（議決権の数：23,006,790個、議決権所有割合100％）

（４）支払資金の調達方法及び支払方法
取得資金につきましては、全額タカラバイオグループ内の自己資金より充当いたします。

（５）主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　2,867千米ドル

（６）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

（７）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

８．その他の注記

重要な会社分割

当社は、平成29年２月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である宝酒造株式会社（以下、「宝酒造」という。）が、同社の事業の一部を会社分割（新設分割）し、新設する宝酒造インターナショナル株式会社（以下、「宝酒造インターナショナル」という。）に承継させることを決議いたしました。

なお、宝酒造インターナショナルは本件分割に際して発行する全ての株式を宝酒造に割当交付し、これと同時に、宝酒造は割当交付された株式の全てを剰余金の配当として宝酒造の完全親会社である当社へ交付いたします。これにより、宝酒造インターナショナルは当社の完全子会社となります。

（１）会社分割の目的

当社グループの中核を担う宝酒造グループは、海外各地で酒類の製造・販売を行う海外酒類事業を展開しておりますが、平成22年４月に海外日本食材卸事業に参入して以降、複数の企業をグループに迎え入れることで海外日本食材卸網を構築しながら海外での事業規模を急速に拡大させてきております。

そこで、宝酒造グループの国内事業とは異なる環境に対応し、海外事業の成長をさらに加速させるため、より迅速で的確な意思決定とグローバル拠点を含めた事業基盤の整備・強化を図るべく、宝酒造の海外事業を分社化し、宝酒造インターナショナルを設立することといたしました。

（２）会社分割の形態

宝酒造を分割会社とし、新設する宝酒造インターナショナルを承継会社とする新設分割。

（３）会社分割の効力発生日

平成29年７月３日(予定)

（４）新設会社が承継する権利義務

新設会社が分割会社から承継する権利義務は、本件分割の効力発生日現在の分割会社の分割対象事業に属する資産、負債、契約等の権利義務といたします。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,226	3,158	0	3,159	3,305	400	137	48,230	15,252	67,325
当期変動額										
剰余金の配当									△2,414	△2,414
固定資産圧縮積立金の積立							97		△97	－
当期純利益									663	663
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	97	－	△1,848	△1,751
当期末残高	13,226	3,158	0	3,159	3,305	400	234	48,230	13,403	65,573

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△9,938	73,771	6,346	80,118
当期変動額				
剰余金の配当		△2,414		△2,414
固定資産圧縮積立金の積立		－		－
当期純利益		663		663
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,616	2,616
当期変動額合計	△0	△1,751	2,616	864
当期末残高	△9,939	72,020	8,962	80,982

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券　　償却原価法(定額法)

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

　市場価格のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

　市場価格のないもの　　移動平均法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)　主として定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　８～50年

②無形固定資産(リース資産を除く)　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

（４）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。

③消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	1,023百万円

（２）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,778百万円
長期金銭債権	6,332百万円
短期金銭債務	1,972百万円
長期金銭債務	198百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,100百万円
仕入高	80百万円
営業取引以外の取引による取引高	133百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　16,475,731株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損及び退職給付引当金の否認額によるものであり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は367百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社　　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）	科目	期末残高（注）
子会社	宝酒造株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	商標使用料の受取	1,500	売掛金	207
				業務受託料の受取	977		

（注）取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

商標使用料の受取額については、宝酒造株式会社の売上高に１％を乗じて計算しております。業務受託料の受取額については、業務内容等を勘案し協議の上決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　402円45銭

１株当たり当期純利益　　3円30銭

８．重要な後発事象に関する注記

（無担保社債の発行）

当社は平成29年３月21日に開催した取締役会の決議に基づき、次のとおり無担保社債を発行いたしました。

その手取金は、社債償還資金及び子会社への運転資金の貸付けに充当する予定であります。

	第14回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第15回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第16回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
１．発行総額	5,000百万円	5,000百万円	5,000百万円
２．発行価格	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
３．払込期日	平成29年４月25日	平成29年４月25日	平成29年４月25日
４．償還期限	平成34年４月25日	平成36年４月25日	平成39年４月23日
５．利率	年0.100％	年0.220％	年0.315％